

尼崎市教育委員会 10月定例会 議事録

1 開会及び閉会の日時

平成28年10月24日 午後4時01分～午後6時41分

2 出席委員及び欠席委員

出席委員 教育長	徳田耕造
教育長職務代理者	濱田英世
委員	仲島正教
委員	磯田雅司
委員	徳山育弘

3 出席した事務局職員

教育次長	高見善巳
教育次長	西川嘉彦
管理部長	尾田勝重
施設担当部長	富永謙一
学校運営部長	梅山耕一郎
学校教育部長	平山直樹
社会教育部長	舟本康弘
企画管理課長	牧直宏
学務課長	高木健司
学校教育課長	高橋利浩
スポーツ振興課長	竹原努
こどもの育ち支援センター準備担当課長	友弘真由美
青少年課長	藤川浩志

日程第1 議事録の承認

日程第2 議 事

- (1) 議案第69号 尼崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について
- (2) 議案第70号 指定管理者の指定について
- (3) 議案第71号 指定管理者の指定について

日程第3 協議・報告事項

- (1) 子どもの育ち支援センター等の基本構想・基本計画（たたき案）について
- (2) 市立幼稚園における平成29年度新入園児の応募状況について
- (3) 平成28年度全国学力・学習状況調査結果報告について

日程第4 教育長の報告と委員協議

午後4時01分、教育長は開会を宣した。

徳田教育長 それでは、これより日程に入ります。
日程第1の「議事録の承認」について、報告を求めます。

企画管理課長 9月定例会議事録につきましては、先般ご送付いたしておりますとおりでございます。よろしくお願いいたします。

徳田教育長 報告は終わりました。報告内容に質疑はありませんか。

徳田教育長 質疑がないようですので、これよりお諮りいたします。
9月定例会議事録を報告のとおり承認することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

徳田教育長 異議なしと認めます。
よって議事録は、報告のとおり承認することにいたします。

徳田教育長 次に、日程第2「議事」に移ります。
「議案第69号 尼崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。学校教育課長。

学校教育課長 「尼崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」について、ご説明いたします。
資料11ページをお開き下さい。改正の理由についてご説明いたします。本市におきましては、児童生徒が学習に集中できる良好な環境を創出するため、小中学校の中で空調機がまだ未設置の学校に空調機を設置し、中学校では平成28年度に、小学校では平成29年度に設置を完了いたします。この空調機の設置により、良好な学習環境が整いますことから、児童生徒のさらなる学力向上を図るため、長期休業日を変更して年間授業日数を増やし、弾力的な教育課程の編成、基礎学力の定着や活用型学習の推進、新たな教育課題への対応など豊かな教育活動を展開できることとなります。次に、改正の内容についてご説明いたします。(1)の授業日につきましては、8月の授業開始日を25日からとし、1週間早めます。そのことにより8月25日から31日までの土・日曜日を除く5日授業が増えます。(2)の長期休業日につきましては、夏季休業日は、現行では「7月21日から8月31日」となっておりますが、改正後は、「7月21日から8月24日」までとなります。冬季休業日は、現行では「12月26日から1月6日」となっておりますが、改正後は、「12月26日から1月7日」までとなります。(3)の学期につきましては、1学期については、現行では「4月1日から8月31日」となっておりますが、改正後は、「4月1日から7月31日」までとなります。2学期については、現行では「9月1日から12月31日」となっておりますが、改正後は、「8月1日から12月31日」までとなります。つまり、8月の後半に始業式を行いますので、8月を2学期と変更いたします。最後に、施行期日についてご説明いたします。中学校は平成29年4月1日から、小学校は平成30年4月1日から実施となっております。開始年度が異なることについては、規則の付則において記載しております。改正内容等については、9ページに改正した内容の新旧対象表をつけておりますので、ご覧ください。

ださい。左側が改正後の内容、右側が現行の内容です。改正した部分には、下線をつけております。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

- 徳田教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。
- 濱田委員 小学校と中学校で、施行期日に1年間の差があるのはなぜか。
- 学校教育課長 空調機の設置完了日の差となっております。
- 徳山委員 8月を2学期に変更するとどのような影響があるのか。
- 学校教育課長 7月に一旦授業が終了して夏休みに入り、8月に授業が再開された時にもう一度1学期では、子どもたちも混乱すると思います。そのため、8月に授業が始まった時に2学期にスムーズに移っていきたいと考えております。
- 濱田委員 水泳記録会のために、8月下旬に登校日があったと思うが、その日はどうなるのか。
- 学校教育課長 記録会については、校長会と事務局で話し合い、いつ行うことが最善か考えていきます。体育祭の準備に余裕を持たすことができればいいのではないかと考えております。
- 磯田委員 今回の改正により増えた20時間の活用方法はどのように考えているのか。
- 学校教育課長 基礎学力の定着への取組みに限らず、各行事の練習や準備にゆとりを持たすことにも活用していきたいと考えております。
- 磯田委員 児童ホームとの連携はどうなるのか。
- 学校教育課長 現在、検討中です。
- 仲島委員 夏休みは、暑さを理由に休みになっていた経緯もあるが、長期休業期間での経験で、子どもたちが成長するという側面もある。また、今回の改正で授業日数を増やしているが、改正しなくても、学習指導要領に基づく年間授業時数は現状でも足りている。今回のように授業日数を増やしたところで、学力向上に前向きに取り組んでいるという対外的なイメージアップでしかなく、他市の事例を見ても学力向上に繋がるデータは出ていない。
- 西川教育次長 学習指導要領の変更により授業時間が35時間増となりましたが、その際には授業日数は変更せずに取り組んでまいりました。しかしながら、次回の変更では、さらに外国語学習やアクティブ・ラーニングが推奨される見込みとなっておりますので、さらに

授業時間が圧縮されることが予測されます。教育課程の編成は学校長の権限ですが、学校長がより良い編成を行えるように下地を作っていくのは、事務局の役割であると考えております。

- 徳田教育長 他に質疑はございませんか。
- 徳田教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。
教育委員みなさまのご意見をお願いいたします。
- 仲島委員 反対です。
- 濱田委員 賛成です。
- 礪田委員 賛成です。ただ、今回の改正理由や活用方法については、具体的に学校現場に示してほしい。
- 徳山委員 賛成です。ただ、今後の効果検証も必要だと思う。
- 徳田教育長 それでは、このまま採決に入ろうと思いますが、よろしいですか。
- 教育委員 異議なし
- 徳田教育長 異議なしと認めます。
お諮りいたします。
議案第69号に賛成の委員は、ご起立をお願いいたします。
- 徳田教育長 賛成多数と認めます。
よって、「議案第69号」は原案のとおり可決いたしました。
- 徳田教育長 次に、日程第3の「協議・報告事項」に移ります。
「子どもの育ち支援センター等の基本構想・基本計画（たたき案）について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。こどもの育ち支援センター準備担当課長。
- こどもの育ち支援センター準備担当課長 それでは、子どもの育ち支援センター等の基本構想・基本計画（たたき案）について説明いたします。このたたき案は、先日、こども青少年本部会議で議論したものであり、今後、子ども・子育て審議会等で議論していただく予定となっております。本日は、資料3の子どもの育ち支援施策の今後の方向性について、ご説明いたします。
まず、尼崎市の子どもの育ち支援施策における現状と課題についてです。本市では、家庭や地域社会の子育て力が低下し、尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画の策定

に係る保護者向けアンケート結果（以下「アンケート結果」という。）によると、子どもの教育に関する悩みや子育てに不安を感じる保護者の割合が高い中で、子どもや子育ての悩みを相談できる場所を身近な場所に設置し、保護者の子育ての悩みや不安の解消に努めているところです。しかしながら、これらの窓口で相談できる内容の周知が十分とまでは言えず、また、子どもや子育て家庭が抱える問題に幅広く対応できる機関は、必ずしも多くありません。このため、子どもや子育て家庭の身近な相談窓口として、誰もが入りやすい雰囲気を作るとともに、子どもや子育て家庭の身近な相談や、困難を抱える子どもの専門的な相談に対応し、適切な支援を行い、場合によっては、より専門的な支援機関につなぐまでワンストップで対応する総合的な相談窓口の設置が求められています。

次に、2 発達障害・児童虐待・不登校に対する支援の状況でございます。2 段落目ですが、本市の児童虐待の相談件数が急増しており、不登校児童生徒の出現率が全国や兵庫県と比較して高いということは、本市の大きな課題であり、その背景に目を向けると、家庭や地域社会の子育て力の低下のみならず、要因として家庭の経済状況や、発達障害やその疑いのある子どもが含まれている可能性があるなどの様々な問題が複合的に絡んでいることがあります。こうしたことから、本市の子どもを取り巻く特徴的な課題である「児童虐待」と「不登校」の問題への対応と、その背景にあることが疑われる「発達障害やその疑いのある子ども」の支援を行うために、複眼的な視点に立ち、多種の専門職による支援体制を整えることで、本市の子どもや子育て家庭が抱える他の課題にも柔軟に対応できる体制が整うという考え方のもと、次のとおり、現状と課題を整理しています。まず、①発達障害やその疑いのある子どもへの対応ですが、保健所において、1歳6カ月健診や3歳児健診の結果をもとに、地域を担当する保健師が訪問による相談や親と子のグループワークなどを通じて、支援を必要とする対象児とその保護者の早期発見に努めています。その後、専門的な発達相談につなぎ、必要に応じて発達検査を行うほか、専門性を持ったスタッフも加わった中で、子どもの特性を総合的に見て、保護者の受容をサポートする親子教室や、特性のある子どもの保護者を対象に、気づきを通じて保護者自身が養育スキルを身につける講座などを行っています。ただし、子どもの発達障害は3歳児健診での見極めが困難な場合があることや、本市では、発達障害の特性が顕在化しやすいとされる4・5歳時における取組が弱いため、幼稚園や保育所（園）などの集団生活に入ってからや、就学後に集団になじめない等の課題が発見され、支援を必要とする場合があります。そして、4歳児から対象にしている教育相談では、発達障害をはじめ、不登校、集団不適應、子育て不安やしつけ等、多様化する保護者などからの相談に就学後も継続的に関わり、ケースによっては、学校園や福祉、保健とも連携を図り支援を行っています。また、これらの保健所や教育相談での相談支援内容は、保護者の同意を得て学校園と連携が図れるよう努めていますが、理解が得られない場合もあり、就学時に発達障害やその疑いのある子どもの情報が学校では十分に把握できないこともあります。さらに、相談窓口に来所する保護者は子どもの課題に気づいていることが多いが、相談窓口に来所しない保護者は子どもの課題への理解が十分でなく、子どもへの適切な支援につながっていない場合があります。こうしたことから、これまでの取組に加え、発達障害やその疑いのある子どもへの早期発見・早期支援のための仕組みづくり、福祉、保

健、教育等の関係機関の連携強化、学校等における支援体制の充実、さらには、ことばやコミュニケーション力を豊かにするような働きかけや、発達の偏りにより育てにくさを感じている保護者の相談支援（ペアレントトレーニングなど）の実施が求められています。

次に、②児童虐待などの対応ですが、本市の児童虐待などの対応は、福祉事務所に要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関の協力と役割分担のもと、組織的に対応している現状です。本市の平成 27 年度の児童虐待の相談件数は、過去最高の 1,752 件になり、平成 23 年度の 504 件と比べて、約 3.5 倍に急激に増加しており、児童虐待の通告や相談への対応は、時には子どもの生命に関わる場合もあり、その対応への責任は、非常に大きなものがあるものの、関係機関の見守りや、虐待の通報先の安否確認、所在不明児の家庭訪問を行うなどの体制整備は十分ではありません。また、家庭訪問は複数対応が基本である中、職員が一人で対応している場合や家庭児童相談員（嘱託員）が同行している場合があるなど、ケースワークを行う職員と家庭児童相談員の業務内容の整理が曖昧になっており、これらの業務内容に係る体制を整理するとともに、体制の強化に向けた人材育成が急務になっています。

最後に、③不登校児童生徒の対応ですが、本市の不登校児童生徒の対応は、学校、教育委員会事務局で行っていますが、平成 27 年度不登校児童生徒は、小・中学校合わせて 527 人になり、本市の不登校児童生徒の出現率は、小・中学校ともに、全国や兵庫県と比べ高い状況になっています。現在、不登校対策として、まずは学校内で児童生徒の心身に課題があるのか、家庭状況に課題があるのか等も十分に考慮し、ケースに応じて教育委員会事務局や生活支援相談課（家庭児童相談員、子どもの育ち支援ワーカー（SSW））とも連携しながら対応しています。教育委員会事務局では、「子どもの自立支援室」を設置し、適応指導教室「はつらつ学級」や訪問指導員・生活指導員の配置、ハートフルフレンドの派遣等、児童生徒に応じた支援により、学校復帰を目指しています。特に、不登校の状況としては、①複合（不登校の理由が複合していて、いずれが主であるかを決めがたい）、②無気力（登校しないことへの罪悪感が少なく登校しない）、③不安など情緒的混乱（登校の意志はあるが、身体の不調や漠然とした不安で登校しない。）が主な理由として挙げられることから、学校、教育委員会事務局のみならず、福祉、保健などの部局が総合的に不登校の支援方針・支援プログラムを作成する体制が必要です。

続きまして、「第 2 章 子どもの育ちに係る支援センターの設置について」です。上から 3 段落目です。第 1 章で記述したように、本市の発達障害やその疑いのある子どもへの支援に係る課題は、就学前に行われている子どもや子育て家庭に係る支援が就学後に上手くつながっていないことや、支援が必要な子どもの生育歴などの情報をもとに子どもの年齢に合わせて関係する機関が連携して支援策を検討する仕組みが十分でないことです。また、急増する児童虐待や不登校児童生徒に対応する人員の体制が十分に整っておらず、更には、体制強化に向けた人材育成も喫緊の課題となっています。こうした本市の課題に対応していくため、「子どもの年齢（ライフステージ）に応じた切れ目のない支援（縦の連携）」と、「福祉、保健、教育等が連携した総合的な支援（横の連携）」の重要性に鑑み、子どもや子育て家庭が抱える困難を解決するため、既存の組織体制にこだわらず、子どもや子育て支援に係る専門集団を集約して英知を

集め、子どもや子育て家庭の相談をワンストップで受け止め、適切な支援を行い、場合によっては、より専門的な支援機関につなぐ中核施設として、子どもの育ちに係る支援センター（以下「新センター」という。）を設置します。

続きまして、「第3章 新センターの基本的な考え方」です。まず、基本理念といたしましては、様々な困難や課題を有する子どもに対し、その特性、発達段階、その他の状況に応じ、福祉、保健、教育その他の関連分野が有機的に連携して、子どもの育成に関して新センターが支援の拠点として総合的かつ継続的な支援を行い、もって子どもの福祉の向上と、健全育成及び社会的な自立を図ります。コンセプトは、3点あります。1点目は、「おおむね18歳までの子どもと、その保護者を切れ目なく支援する」です。2点目は、「子どもが主体となる支援を行う」です。3点目は、「福祉、保健、教育等が連携しながら、行政以外の関係機関等も含めて協力、連携して支援を行う」としてあります。

続きまして、「第4章 新センターの機能（検討イメージ）」です。まず、1つ目に総合相談機能です。相談員を配置し、来所や電話で寄せられる身近な育児相談から専門的な相談まで、幅広い範囲の初期相談を受け付け、相談内容に応じて対応します。相談員のみでは対応できない相談や、専門性が必要な相談については、新センター内の専門職員や関係機関等につなぎます。2つ目は、発達相談支援についてです。健康増進課、教育相談担当課の機能を一部移管します。発達障害やその疑いのある子どもの早期発見・早期支援を行い、子どもの成長段階に応じて、切れ目なく支援するため、育児相談、発達相談・発達検査（必要に応じて診察）を行います。ただし、新センターと保健所等の役割分担のもと、発達障害の専門的な相談業務を行うとともに、3歳児健診後、集団生活において発達障害の特性が顕在化されやすい時期をとらえて、5歳児発達相談を行い、就学を見通した適切な支援につなげます。幼児支援教室の運営、ペアレントトレーニング・ソーシャルスキルトレーニングを実施します。幼稚園、保育所（園）、学校へ専門職を派遣します。おおむね18歳までの子どもを一貫して支援する体制を検討し、必要に応じて小学校から中学校へ、中学校から高等学校等へ子どもの情報を適切に引き継ぎが行えるよう学校と連携を図ります。3つ目は、生活支援相談課からの一部移管となる家庭児童相談です。児童虐待の相談件数と複合的な課題を抱える困難ケースの増加に加え、支援の長期化や児童虐待に係る市町村の業務の拡大、所在不明児への対応などが求められており、これらに適切かつ迅速に対応するために、関係機関との連携調整のつなぎ役として児童福祉司（任用資格を有する者）を配置し、児童虐待の未然防止、早期発見、早期支援の機能強化を図ります。また、要保護児童対策地域協議会の事務局機能を置き、他の専門支援機能と情報共有を図ります。4つ目は、教育相談担当課、生徒指導担当課からの一部移管となる教育相談・不登校対策支援です。教育相談と子どもの自立支援室を新センターに移管し、不登校や友人関係などの相談や、不登校対策支援を行います。不登校の要因が家庭環境に起因するなどし、学校のみでの対応が困難な場合は、新センター（教育相談・不登校対策支援）と学校が協議し、子どもの状況に応じた個別の支援方針・支援プログラムを作成したうえで支援を行い、学校復帰を目指します。また、適応指導教室「はつらつ学級」を設置します。5つ目に、各機能の「つなぎ」を強化します。複合的に絡んだ問題に対応するため、多種の専門職を配置するとともに、専門職間の有機的な連携はも

とより、必要に応じて支援プログラムやケース会議を実施し、必要な支援を提供したり、必要な支援を行う機関につながります。困難を抱える子どもや、子育て家庭が抱える課題に包括的に対処するため、様々な専門機関等がそれぞれの得意分野を生かし、子どもの発達段階や心身の状態に応じた支援を行っていくためのネットワークを強化し、官民連携して子どもや子育て家庭の支援にあたります。最後に、生育歴等の電子記録の構築です。一人ひとりの子どもを総合的かつ継続的に支援するため、子どもの生育歴等の記録を電子化し、新センター内で、情報を一元的に管理するシステムを構築します。

次に、『発達相談・支援フロー図』（イメージ案）をご覧ください。横軸が年齢となっています。親、本人の困りごと、子どもの育てにくさについて、まずは、保健所や保健センターでの乳幼児健診や親と子どものグループワークなどを通じて、発達障害やその疑いのある子を発見し、早期支援につなげていきます。それらの情報を新センターに提供し、新センターにつなげ、新センターで専門的な発達相談・発達検査や必要に応じて診察をしていくことを考えています。そして、現在、保健所で実施しています遊ゆうクラブや、あまっこいきいき講座を新センターで実施します。また、新しい事業として、幼児支援教室や親支援としてペアレントトレーニングや、就学後の子どもに社会性を身につけるためのソーシャルスキルトレーニングを実施することを検討しています。そして、これら新センターで支援した情報については教育委員会にも提供することを検討しています。そして、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校等にアウトリーチ支援等を行っていくことを検討していきます。

続きまして、『不登校フロー図』（イメージ案）をご覧ください。学校が右上、その下が保護者、真ん中が新センター、左側から新センターに重なる領域が教育委員会事務局の領域となっています。不登校に関する悩みごとが発生した場合、新センターで、受理会議を開催します。ケースに応じて、個別ケース会議を開催し、学校、教育委員会事務局と一緒に支援方針、支援プログラムを作成します。作成した支援方針、支援プログラムについては、学校から保護者に提案し、保護者の承認が得られれば、個別支援方針を実施します。その後、個別支援方針の評価、改善とPDCAサイクルを回します。その後、完結後も、フォローアップをしていきます。

最後に、『児童虐待フロー図』（イメージ案）をご覧ください。児童虐待や虐待の疑いの場合、新センターが児童相談・通告を受理します。その後、受理会議を開催し、基礎的情報の収集、アセスメントを行い、48時間以内の安否確認を実施します。その後、一時保護が必要な重篤な場合は児童相談所の西宮こども家庭センターに送致をします。送致をしない場合は、新センターで、情報収集・調査をし、実務者会議の実施、必要に応じて個別ケース会議の開催、そして、個別支援方針の作成、実施、評価、改善とPDCAサイクルを回します。その後、完結後も、フォローアップをしていきます。

また、フロー図も検討段階のイメージであり、例外等もたくさんありますが、基本的なものをフロー図のイメージとして作成したものです。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

- 徳山委員 「おおむね 18 歳」と記載されているが、19～20 歳はどうか。
- こどもの育ち支援センター準備担当課長 おおむね 18 歳としているのは、18 歳で線引きをして、支援をしないということではなく、必要に応じて、延長する場合も想定しております。児童福祉法においても、改正後、延長者という表現が追加されています。
- 徳山委員 18～20 歳は学校をすでに卒業していたりするので、支援を受けにくい年代だと思う。そのあたりのことも念頭に置いて、柔軟に対応してほしい。
設置はいつになるのか。
- こどもの育ち支援センター準備担当課長 早ければ、平成 31 年 4 月開設を目標にしています。
- 濱田委員 支援や関わりのスタートは何歳からになるのか。
- こどもの育ち支援センター準備担当課長 0 歳からスタートします。
- 濱田委員 福祉事務所や地域保健担当が 2 所化する予定と聞いているが、保健師との連携はどうなるのか。
- こどもの育ち支援センター準備担当課長 現在、検討している状況です。
- 濱田委員 電子記録は、どのようなシステムにする予定なのか。
- こどもの育ち支援センター準備担当課長 センターが子どもの成長段階に応じて、切れ目なく支援するに当たり、どのような情報が必要かを、現在、洗い出している段階です。閲覧と記録を同時にできるシステムを構築できればと考えています。
- 濱田委員 「あまっ子ファイル」があると思うが、それとの兼ね合いはどうなるのか。
- こどもの育ち支援センター準備担当課長 現在、検討中です。
- 濱田委員 資料にある不登校フロー図についてだが、学校との具体的な連携はどうか。
- こどもの育ち支援センター準備担当課長 具体的な流れは検討中ですが、学校内で解決できないような複合的な問題を新センターで、チームを編成し、個別支援方針や支援プログラムを策定し、対応することを考えています。
- 濱田委員 教頭や担任の先生に会議に出席してもらうことはあるのか。
- こどもの育ち支援センター準備担当課長 新センターだけでは分からないこともありますので、必要に応じて出席してもらうように考えています。

濱田委員 新センターに教職員は配置されるのか。

こどもの育ち支援センター準備担当課長 現在、検討中です。

仲島委員 以前にも発言したと思うが、この事業は迅速性がとても大事だと思うので、どんどん進めていってほしい。

こどもの育ち支援センター準備担当課長 今後のスケジュールとしては、議会等に説明後、パブリックコメントを実施し、いただいた意見等を踏まえ、修正を行い、それから正式に策定することを予定しています。

磯田委員 実際に生じた問題に対応する場合は、このフローでいいと思うが、そもそも問題が生じないようにもう少し予防的な対応も必要ではないか。

こどもの育ち支援センター準備担当課長 市内でも同様の意見が出ていますので、検討の必要があると考えております。

徳田教育長 他に質疑はございませんか。

徳田教育長 質疑がないようですので、本件についての報告は終わります

徳田教育長 続いて、「市立幼稚園における平成29年度新入園児の応募状況について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。学務課長。

学務課長 市立幼稚園における平成29年度の入園募集は、平成28年9月30日（金）から10月6日（木）、土日を除く5日間で行われ、その結果、新4歳児は全体で358人の応募があり、前年度380人と比べ22人の減少となりました。また、竹谷幼稚園が前年比17人の増、塚口幼稚園が前年比10人の増、武庫幼稚園が前年比19人の増となっており、廃園となる大庄幼稚園、立花東幼稚園、武庫北幼稚園の新4歳児を募集停止したこともあり、大庄幼稚園から竹谷幼稚園へ、立花東幼稚園から塚口幼稚園へ、武庫北幼稚園から武庫幼稚園へ集約されたと見込んでいます。特に竹谷幼稚園では35人の応募があり複数学級となるなど、幼稚園教育振興プログラムに沿った形で存続園に園児が一定集約されることとなりました。一方、園和幼稚園及び園和北幼稚園の4歳児の応募者数合計は48人となり、暫定的に存続するための条件である「園和幼稚園、園和北幼稚園の4歳児の応募者数合計が、2年連続して60人を満たすこと」ができなかったことから、同プログラムに則り、園和幼稚園を廃止いたします。今後、園和幼稚園につきましても、平成29年度に実施する4歳児の募集は停止し、今年度に応募した新4歳児が卒園する平成31年3月末をもって廃園することとなりますが、同プログラム（P.16）には「園和幼稚園の在園児が卒園する3月末日をもって廃止し、翌年度から園和北幼稚園を増築、複数学級とする。」とありますことから、廃止した翌年度、すなわち平成31年4月までには園和北幼稚園の増築を完成させる必要があります。平成

31年4月からの供用開始を考えますと、平成29年度に設計、平成30年度に工事が必要となりますことから、今後、園和北幼稚園の増築等に係る予算の確保に努めてまいります。

徳田教育長 報告は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

徳山委員 待機児童が多くなっている昨今にも関わらず、廃園が多いのはなぜか。

学務課長 保育所や私立幼稚園に行く児童が増えていることに要因があると思います。

徳山委員 せつかくなので、待機児童の解消に繋がる仕組みを作ることができればいいのではないかと思う。

仲島委員 公立幼稚園では、3歳児からの入園は制度上できないのか。

学務課長 3歳児は在家庭で教育することを基本としています。

濱田委員 3年保育を実施してみてもどうか。

学務課長 現在、幼稚園教育振興プログラムに則って実施しておりますが、今後プログラムを見直す機会があれば、その時に検討してみる必要はあると思います。

濱田委員 預かり保育の現状はどうか。

学務課長 平成27年6月～平成28年3月末までに利用者は11,972名で、平成28年4月～7月末時点での利用者は4,722名です。長期休業期間中は実施しておりませんが、リフレッシュも兼ねて利用されている保護者の方もいらっしゃいますので、今後実施していきたいと考えております。また、充実策につきましては、臨床心理士3名が各園を巡回しております。

濱田委員 園庭開放を活用してみてもどうか。

学務課長 幼稚園のことや預かり保育について、もっと広く知ってもらうために活用していくことを検討していきたいと考えております。

徳田教育長 充実策として、プレイルームにおける空調設備の設置や昨年から養護教諭も配置している。

徳田教育長 他に質疑はございませんか。

徳田教育長 質疑がないようですので、本件についての報告は終わります。

徳田教育長

次に、「平成28年度全国学力・学習状況調査結果報告について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。学校教育課長。

学校教育課長

それでは、平成28年度全国学力・学習状況調査結果について、報告いたします。この調査は、今年の4月19日(火)に実施したものでございますが、このたび、結果がまとまりましたので報告させていただきます。資料は、「平成28年度全国学力・学習状況調査 結果報告(尼崎市全体の報告 30ページ)」、「平成28年度全国学力・学習状況調査 各学校の概況(60ページ)」の2種類でございます。

「結果報告」を用いて、ご説明いたします。まず、表紙をめくっていただいて「目次」をご覧ください。ⅠからⅦ章に別けて、まとめています。Ⅰ章は「調査の概要」、Ⅱ章は「教科に関する調査」、Ⅲ章は「学力調査問題の分析」、Ⅳ章は「質問紙調査」、Ⅴ章は、「学力調査と質問紙調査との関係」、Ⅵ章は「顕著な成果を出している学校」、最後にⅦ章は「まとめと今後の取組について」となっています。

1ページをご覧ください。ここでは、調査の概要といたしまして、調査の目的、対象、内容等をまとめております。本市の子どもたちの学力の実態ですが、「4結果の概要」にありますように、「全体的に、小学6年生、中学3年生ともに、昨年に引き続き全国との差はほぼ例年並みで、算数・数学においては、全国との差がさらに縮まり改善傾向が続いています。しかし国語においては、全国との差がやや開く傾向がみられました。」なお、この数値は今年度より文部科学省の方針を受け、小数第1位を四捨五入し整数値で記載しております。2ページは、尼崎の子どもたちの伸び方をグラフにしたものです。1ページの4の表をもとに、全国の平均正答率を0.0として、本市との差を表したものです。平成19年からの推移がより分かりやすくなっており、特に中学校での伸びについて注目していただければと思います。

次に、各教科別に状況を説明いたします。3ページをご覧ください。3～4ページに小学校の国語A・Bを載せております。グラフの見方を説明いたします。上段の「平均正答率」では、正答率、誤答率、無解答率を示すグラフになっています。上が尼崎市、下が全国の状況を表しております。解答率は、どの教科、学年においても今回と差がなくなっております。中段の「正答数分布」では、尼崎市の状況をたての棒グラフで、全国の状況を折れ線グラフで表しております。国語Aでは、全国とほぼ同じ形状ではありますが、上位層が少ない状況となっております。下段の「学習指導要領の領域」では、学習指導要領に示された領域別の平均正答率を、平成28年度について表にまとめております。左側には尼崎市、右側には全国とし、その差を比較しております。5～6ページをご覧ください。小学校算数に関しましては、ほぼ全国と同じ傾向となっております。7～8ページをご覧ください。中学校国語ですが、8ページの中段「正答数分布」を見ていただくと、全国と比べて、上位層の割合が少なくなっております。質問紙調査でも、B問題の解答時間が足りなかったと答えた割合が多く、「学習指導要領の領域」でいうと、書くことの力に課題があり、時間が足りなかったのではないかと考えられます。9ページをご覧ください。中学校数学Aですが、「平均正答率」が、全国と同じとなっております。ただ、「正答数分布」を見ると、全問正解の割合が全国より多くなっていたり、突出した層が見られるなど不規則な形状となっております。いくつかのこぶのある状態、二極化の傾向があるともいえます。

11～12 ページをご覧ください。「学力調査問題についての分析」しております。ここでは、今年度のB問題のうち、特に全国との差が大きかった問題を、今後の改善に向けた視点で取り上げています。全国の正答率も低いことから、全国的な課題でもあります。各学校で積極的に改善に向けた取組ができるよう、下の「囲み」に授業のポイントを記載しております。

13～14 ページをご覧ください。質問紙調査の結果についてご説明いたします。今回は、単年度で比較せず、より傾向を捉えるために、平成19～21年の過去3年間の平均と、平成26～28年の直近3年間の平均で比べています。この6年間で同じ質問項目があったのは、調査問題の解答時間についての質問を除いて29項目あり、そのうち、小学校では3項目、中学校では14項目が5ポイント以上改善しており、反対に、5ポイント以上下がった項目は、小中学校ともありませんでした。このことから、全体としての改善傾向にあることが確認できました。ただ、市としては改善しているものの、全国との差で見ると、13ページ下の「学習習慣のうち、「予習や復習をしている項目」や14ページ上の「社会とのかかわり」などは、まだ全国と差があり、今後も改善に向けた取組が必要と考えております。

15～16 ページをご覧ください。ここでは、正答率と質問項目との関係について、いくつかの質問項目を領域ごとにまとめて分析しております。領域と質問項目については16ページに記載しております。結果は、すべての領域で、正答率と相関関係があることがわかりました。各領域のポイントが「高い」グループと「低い」グループで、正答率にどのくらい差があるかを調べたところ、「協働的な学習形態」「家庭での学習状況」「基本的な生活習慣」の3つの領域で特に顕著な差が見られました。このことから、これら3つの領域を改善することが学力向上に効果的であると考えられます。15ページのグラフ1は、「協働的な学習形態」と正答率の関係です。協働的な学習とは、探求する課題の設定や、自分の考えを発表する機会の確保、対話的な活動を取り入れる学習のことで、特に小学校では、「高い」グループと「低い」グループの間で、約60ポイントの差があり、中学校では、約40ポイントの差があります。グラフ2の「家庭での学習状況」とグラフ3の「基本的な生活習慣」は、正答率との相関関係が確認できます。

17～20 ページにつきましては、「顕著な成果を出している学校」について、その取組を明らかにし、成果を出すためのポイントをまとめています。まず、成果を出している学校として、今回、取り上げたA小学校とB中学校は、平成19～21年の過去3年間で、平成26～28年の直近3年間で、それぞれ3年間の正答率を平均したものを比較し、顕著な成果を出している学校として選んでおります。17～18ページのA小学校についてご説明いたします。A小学校は、(表1)の下段にあるように、当初から全国とほぼ同程度で、そこから、国語・算数ともに3～7ポイント上昇させており、『全国レベルを上回る』学校になっています。(表2)にありますように、「朝食を食べる」や「寝る時間」などの基本的な生活習慣、「自分にはよいところがある」といった自尊感情、「家で予習・復習をする」といった家庭での学習習慣の項目が、すべて5ポイント以上上昇しています。取組としては、まず、授業に関して、「Aスタイル」と呼ばれる授業形態を実施しています。具体的には、その時間における「めあての提示」から始まり、「一人学び」「ペアやグループ、クラスでの話し合い」「振り返り」という学習スタイルで

授業を進めております。これだけなら、すでに他の学校や学級で実践されている学校もありますが、A小学校は、全学年全学級で徹底されており、学校として、アクティブ・ラーニングの実践をすでに行っております。次に、図1にありますように、家庭における学習習慣をつけるための取組として、一週間の学習予定を、単元名や学習内容などを明らかにした「スタディプラン」(図1)として、毎週配布しています。このことによって、家庭における予習や復習の内容がわかるとともに、一日の振り返りを書く欄を設けるなど、児童自身がその日のことを振り返ることができるようになっていきます。さらに、「生活リズム調査」を実施しています。この調査は、家庭での生活や学習状況を点検するため、毎月9日間の点検期間中に土日を2回ずつ含め、休日の生活リズムを保つことにもつなげています。また、調査の結果を数値で表し、可視化することによって教員自身が振り返り、次の実践に反映させています。

次に、19～20ページをご覧ください。B中学校について説明いたします。B中学校は、平成19～21年の過去3年間は、本市と同様の傾向でしたが、市の改善状況を上回る顕著な成果を出しています。その取組を「学習指導や生徒指導の徹底」と「学習支援と授業改善」、「小中連携と地域からの信頼」の3つの視点で説明いたします。B中学校は、この調査が始まったころは、学習面や生徒指導面で課題も多くみられ、そうした中において、学校全体として共通の約束事を決め、学年の枠を超えて組織的な生徒指導体制を築き、学習規律の徹底や規範意識を高める取組を行っていっていました。取組内容の一部を報告書にまとめておりますが、「時を守ること」、「場を清めること」、「礼を正すこと」を具体的な行動(あいさつ、掃除、感謝)として生徒たちに指導しています。また、単に生徒指導だけを徹底したのではなく、19ページの表4の児童生徒の質問紙調査をみて分かるように、「家で学校の宿題をする」と回答した生徒の割合が、23.3ポイント改善しています。「国語や数学の勉強が好き、授業がよくわかる」と回答した生徒の割合も増えています。家庭学習の習慣も少しずつついてきており、落ち着いた学習環境が確保できたことで生徒は安心して授業を受けることができ、勉強することが楽しくなり、教員自身もさらにわかりやすい教え方を研究するようになり相乗効果をあげていることがわかります。今年度は、学校としてアクティブ・ラーニングの研究にも取り組み始めています。また、小中連携で小学校の児童を受け入れたり、学校施設の地域開放も積極的に行っております。さらに、学校独自の「B中ナビゲーション」(図2)を作成し、学校生活のきまりや家庭学習の方法、日常生活でふと疑問に思うこと等をまとめ、入学当初、新入生の保護者に配付しており、保護者や地域へのきめ細かい配慮が少しずつ学校への信頼を強めています。

A小学校とB中学校に共通するポイントを20ページにまとめております。1つ目は、「Aスタイル」「スタディプラン」「B中ナビゲーション」など、具体的な方策が示されている点です。校長のリーダーシップのもと、全教員がベクトルを合わせ一体となって取り組むことで、大きな効果をあげています。2つ目は、その具体策を家庭にも知らせ、共有している点です。開かれた学校づくりにより、保護者と目線を同じにすることで、家庭と学校の良好な関係を生みだし、児童生徒の学習や生活により影響を与えています。3つ目は、取組結果を可視化し、検証している点です。具体策を実行するだけでなく、取組結果を見える形で発表し、指導の改善につなげていることです。このことが、児童生徒の実態に合った、効果のある指導を可能にしている。というこ

とがあげられます。

21～22 ページをご覧ください。ここでは、「まとめと今後の取組について」載せております。21 ページの「調査結果の主な傾向や課題」については、先ほどの説明内容と重複しますので割愛いたします。今後の取組の方向について、22 ページをご覧ください。学校では、2つ目の丸に述べておりますように、「各教科の分析結果から、定着度に課題が見られる内容を中心に、具体的な改善策を検討していきます。また、児童生徒自らが考える授業や話し合いによって課題解決するような授業に取り組み、児童生徒が主体的・協働的な学習活動を通して深い学びにつながる授業を進めていく必要があります」。また、家庭では、1つ目の丸に述べておりますように、「基本的生活習慣の確立を図るとともに、放課後学習等への参加を促し、家庭学習の習慣化を図り、授業以外の学習時間を増やしていく必要があります」。そして、教育委員会では、2つ目の丸に述べておりますように、「「アクティブ・ラーニング推進事業」「教員指導力向上事業」「学力定着支援事業」を中心とした学力向上施策に取り組みながら、主体的・協働的な学習を推進していくとともに、効果が表れている学校の取組を実践例として広く知らせていきます」。23 ページ以降の「巻末資料」には、質問紙の回答を集計したものを載せております。

次に、別紙の「各学校の概況」について、説明いたします。本市におきましては、本調査における「各学校に概況」明らかにしてまいりました。その目的は、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることであり、他校の状況を知り、それぞれの取組についての情報交換を図ることで自校の取組にも活かし、各学校における検証・改善サイクルの確立を目指すためでございます。2 ページをご覧ください。今回の学校別の公表は、2つの部分からなっております。上段「正答数分布のグラフ」では、それぞれの正答数を4ブロックに分けて、子どもの正答数がどのように分布しているかを各校と全国を比較して表しています。下段にあります「子どもの意識」では、児童生徒質問紙調査の結果から6つの内容について、各校と全国を比較して表しています。3 ページからは、小学校の学校別の概況となっております。44 ページからは、中学校の学校別の概況となっております。一例として、3 ページにあります明城小学校をご覧ください。正答数の分布では、国語Bで、折れ線グラフで表されている全国の平均と比べて、7～10問正解した児童の割合が少なく、4～6問正解の割合が多いこと、中間層をどう伸ばすかという課題が見えてきます。また、算数Bでは、0～5問正解だった児童の割合が多く、低位層への取組を検討する必要があります。下段の子どもの意識においては、自分で計画を立てて勉強している児童の割合がすくなく、学習が学校だけにとどまっている可能性が考えられます。各学校では、この概況も参考にして、自校の課題を分析するとともに、それに対する対応策を検討していくことになります。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

徳田教育長

報告は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

濱田委員

各学校での分析についても、事務局から助言や分析をおこなってほしい。

学校教育課長 今回の分析は、事務局にとどめず、2学期から指導主事が各学校を回り、助言を行う予定としています。

磯田委員 各学校の分析結果を報告するような場はあるのか。

学校教育課長 各学校のホームページに掲載いたします。紙ベースでは、市政情報センターに設置しており、市民の方も見るできるようになっています。

磯田委員 分析結果を公表することで、保護者との信頼関係を築き、家庭学習に繋げることができればいいと思う。

徳田教育長 他に質疑はございませんか。
質疑がないようですので、本件についての報告は終わります

徳田教育長 次に、日程第4「教育長の報告と委員協議」に移ります。

企画管理課長 教育委員会10月定例会報告事項について、平成28年9月27日から本日10月24日までの主要行事および11月の主要行事予定を報告します。

(総務関係)

9/12 9月市議会定例会

～10/5 ・9/29 文教委員会

・10/5 本会議(委員長報告、採決)

10/3 第12回政策推進会議

(「みんなの尼崎大学」に係る「基本情報」及び「政策形成プロセス計画書」の公表について ほか)

10/8 市制100周年記念式典

10/8・9 市制100周年記念事業 第45回尼崎市民まつり

10/19 第2回こども青少年本部会議

10/20 第13回政策推進会議

(第10次尼崎市交通安全計画(素案)に対する市民意見公募手続の実施について ほか)

第3回こども青少年本部会議

10/24 第2回総合教育会議

教育委員会10月定例会

(学校教育関係)

10/15 第53回尼崎市立中学校総合体育大会

10/20 市立幼稚園みんなのつどい

10/21 第53回尼崎市立小学校連合体育大会

(社会教育関係)

10/16 市制100周年記念あまがすきハーフマラソン

(11月主要行事予定表)

10/27 近畿都市教育長協議会 研究協議会
11/1 第14回政策推進会議
11/2 文教委員会(閉会中)
兵庫県都市教育長協議会
11/10 全国都市教育長協議会理事会
～育み・育ち・つなぐ～音楽のまち尼崎コンサート
11/14 第4回教育委員協議会
11/18 第15回政策推進会議
11/28 教育委員会11月定例会
報告は以上です。

徳田教育長 報告内容に質疑はありませんか。

徳田教育長 他に質疑はございませんか。
質疑がないようですので、教育長からの報告を終わります。

徳田教育長 次に、日程第2「議事」に移ります。ここからは非公開といたします。傍聴者の方はご退席願います。

~~~~~以下 議事の概要は非公開とする~~~~~

徳田教育長 以上を以って、本日の日程は全部終了いたしました。  
これをもちまして、尼崎市教育委員会10月定例会を閉会いたします。

(閉会 午後6時41分)

尼崎市教育委員会10月定例会において、以上のとおり議事が行われたことを記録します。